

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 給料表の改定

特別区人事委員会の勧告等のとおり、公民較差の解消のため給料月額の引下げを行う。

・勧告の内訳

給与の改定額・・・平均 7 8 3 円 (0 . 1 9 %)

給料 6 6 4 円

はね返り 1 1 9 円

初任給までの号給等については、人材確保等の観点から、引下げを行わない。

2 平成 2 5 年 3 月に支給する期末手当に関する特例措置

本年 4 月からの年間給与について公民給与の実質的な均衡が図られるよう、平成 2 5 年 3 月に支給する期末手当の額から、本年 4 月から 1 2 月までの給与並びに本年 6 月及び 1 2 月の期末手当及び勤勉手当の合計額に公民較差率 (0 . 1 9 %) を乗じた額を減じることとする。

3 施行期日

平成 2 5 年 1 月 1 日